

IT関連契約Q&A

システム開発契約

システム保守契約

システム導入契約

サービス利用規約

プライバシーポリシー

アプリ開発契約

ソフトウェア使用許諾契約

ライセンス契約

2024.6 弁護士 水町雅子

注

本資料はあくまで一般論に基づいて記載しています。

システム・サービスの内容、契約内容等によって異なることも十分ありますので、ご注意ください。

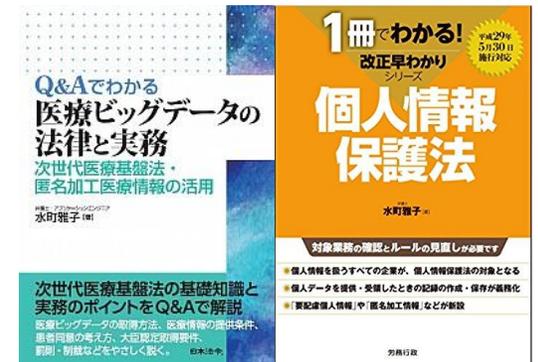
また、気を付けてはいますが、
本資料中に誤記・ミスがある場合もございますので、予めご了承ください。

略歴： 水町雅子

弁護士（宮内・水町IT法律事務所）・アプリケーションエンジニア
HP→<http://www.miyauchi-law.com> メール→osg@miyauchi-law.com

元SE（言語はPHP, Java, Perl, VB等）として、ITと法律の融合を目指しています。
IT案件・情報案件（個人情報、医療データ、マイナンバー、情報システム、アプリ）を中心に取り扱い
ます。

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ 現、みずほ情報総研入社
ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐
マイナンバー制度立案（特にマイナンバー立法作業、情報保護評価立案）に従事
- ◆ 現、個人情報保護委員会上席政策調査員
マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定個人情報保護評価）に従事
- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人
個人情報保護改正検討
- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる



システム開発契約？利用規約？ ソフトウェア使用許諾契約？どれなのか？

システムやニーズ等によりますが、一般論でざっくり言うと以下の通りです。

- お客様のシステムを構築・機能追加等して納品する
→ システム開発契約
- 自社のシステムをSaaS等で多数のお客様に利用させる
→ 利用規約
- 自社のシステムをパッケージ等で多数のお客様に利用させる
→ ソフトウェア使用許諾契約

※イメージで言うと、利用規約よりソフトウェア使用許諾契約の方が売り切りに近い。

※もっとも、契約書の題名は重要ではありません。基本的に、形態は規約でも契約でもどちらにでもできます。内容は、形態によらずに、ほぼ類似内容にもできます。

利用規約は1サイトにつき1個必要？

- 1サイトに付き1個必要なわけではなく、複数サービス・システムをまとめて1つの利用規約にしてもよいです。
反対に、1つのサービス・システムに対し複数の利用規約がある場合もあります。
- どこまでを1つの利用規約にまとめるかは、以下などを考慮して判断します。
 - 類似性
 - ←あまりにも違う内容を1つの利用規約に盛り込むと規約がグダグダになりがちです。
 - ←とはいえ、異なるサービス・システムであっても、1つの規約の中で章を分けるなどしてまとめることもできます。
 - 管理容易性
 - ←規約の数が多くなりすぎると、管理が複雑になります。ほぼ同内容の規約や契約を複数種類用意している会社もありますが、更新等管理が煩雑になるため、将来的な更新・管理等も視野にいれて、判断すると良いでしょう。

プライバシーポリシーは1サイトにつき1個必要？

- 1サイトに付き1個必要なわけではなく、複数サイト・サービス・システムをまとめて1つのプライバシーポリシーにしてもよいです。
- また、プライバシーポリシーは、個人情報保護法上は必須なわけではありません。同法上、「通知・公表」等が求められている事項をまとめて記載している文書です。 <https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/06/12/142251>
- よくあるパターンは以下の通りです。
 - ①コーポレートサイト用のプライバシーポリシー
 - ②個別サービス用のプライバシーポリシーが複数
 - 会社の中での担当部署の違い等からこうなっていることが多いです。しかし、わかりやすさの観点からは1つにまとめた方が多い場合も多いです。
 - ユーザがわかりやすいかどうか、会社が負担なく管理できるかどうかの観点から、分け方を考えた方が良いでしょう。

書面にハンコではなく、同意ボタンクリックが良い？

- 書面に押印してもらうか、契約当事者の電子署名だと、民事訴訟法上真正な成立が推定されて有利です。契約の重要度・紛争リスク・事務作業の効率化などの観点から、ハンコ/電子署名か、それ以外かを考えましょう。
- BtoBの場合、同意ボタンクリックだと非常にリスクです。
 - 担当者は、会社としての契約はできないのが通例です。
 - 会社内で契約書の署名欄に名前を書ける人が、通常、会社で契約締結権限を付与されています。
 - 契約締結権限者であることの確認がきちんとできていますか？ その契約締結権限者による同意ボタンクリックであることを確認できていますか？ 担当者が勝手にクリックしただけと後から言われるリスクはありませんか？
- BtoCの場合でも、本人であることが担保できた状態でのクリックですか？

発注者（法人）の同意？ エンドユーザの同意？



顧客企業A社向けアプリを開発します。そのアプリを利用するのは、実際にはA社の従業員の方です。利用規約/プライバシーポリシーはA社に同意してもらうのですか、それともA社従業員に同意してもらうのですか？

- 両方の同意が必要な場合が多いです。
- 会社として約束してもらうべき事項（発注意思、対価支払、発注側として責任を負うべき事項、受注側の責任範囲など）は、会社と契約する必要があるので、紙又は電子契約で契約するか、Web上の同意の場合は契約締結権限を有する者に同意してもらう必要があります。
- エンドユーザとして約束してもらうべき事項（禁止行為等）は、エンドユーザにWeb上の同意等をしてもらうことが考えられます。
- プライバシーポリシーは、個人情報の対象者本人（≡エンドユーザ）に可能であれば同意してもらうと良いです。加えて顧客企業についても、顧客企業が発注したアプリによる従業員個人情報の取扱いになるので、顧客企業との契約内容の一部にするか、法人の契約締結権限者に同意してもらうと良いです。



契約書案をもらったけど、何をチェックすればよいのか？

契約書によりますが、以下は必ず確認すると良いと思います。

仕事内容が正しく特定されているか

規定内容通りの仕事をする必要が生じます。

(受注側)	過剰な仕事内容になっていないか、漠然としすぎて後から「これもあれもやって」と言われないうか、開発と保守を別にするのであればその旨がわかるか、何に対するどこまでの作業が契約内容なのかが特定されているかなど
(発注側)	依頼すべきことがすべて網羅されているか、漠然としすぎていて「それは契約範囲外で追加費用が要ります」などと言われないうか、対象・契約金額内に含める作業内容が特定されているかなど

金額が正確か

規定通りの金額を支払うことになります。

稀に桁が間違っていたり、前の契約書からのコピペミスなども散見されますので、くれぐれも注意する必要があります。外貨建てなどの場合は、レートをどうするかなども決めておきます。支払時期も確定しておきましょう。

契約書案をもらったけど、何をチェックすればよいのか？

相手に実行してもらいたい事項が規定されているか

システム開発は受注側・発注側の双方の協力が不可欠です。仕様確定、仕様策定支援、ユーザテスト支援等々、相手にやってもらいたい事項は契約書に規定することで、法的義務とすると良いでしょう。

(受注側)

仕様確定は受注側が行うにせよ、仕様策定にあたっての支援を発注側に依頼したい場合や検収スケジュール等は、契約に規定した方が良いでしょう。

(発注側)

仕様策定のために双方で何をやらなければならないのか、仕様確定のためのステップ、指示・報告ルート明確化、インシデント対応、ユーザテスト支援、セキュリティ対策、個人情報保護など、発注側に実施してもらいたい事項は契約書に規定した方が良いでしょう。

契約書案をもらったけど、何をチェックすればよいのか？

期待するレベルはどれくらいなのか（SLA）

相手に期待するレベルによって、金額も変わってくるかと思います。ただ、受注側と発注側では想定するレベルが大幅に異なる場合が往々にしてありますので、契約書等に規定することで、両者で明確に共通認識を持つと良いです。

（観点）	稼働率保証、速度保証、サービスレベル目標、数値報告、システム停止時の減額措置の有無・減額ルール、メンテナンス期間・事前予告、修補・報告対応などの期限、バックアップ等
------	--

どうすれば解除できるか

契約時に解除の事まで考えたくないのが通常だと思いますが、相手はどのような場合にいつ解除できるのか、自分もいつ解除できるのかを知らなければ、ビジネス上大きなリスクになります。たまに、一方にのみ著しく有利な解除条項がありますので、必ず確認する必要があります。

（観点）	いつでも解除可能になっていないか、解除できる条件は何か（信用リスク時、非軽微債務不履行時、催告の要否等）、すぐに解除できるか、解除時の金銭精算は、解除に伴い再委託料やクラウド費用等は誰が被るのかなど
------	---

契約書案をもらったけど、何をチェックすればよいのか？

損害賠償

損害賠償の事を最初から考えたい人は通常いないと思いますが、これを確認しなければ、ビジネス上大きなリスクになります。

(観点)	損害発生リスクは自分と相手どちらに高いのか、損害賠償請求できる場合は故意重過失限定か故意過失時か、上限はあるか、損害賠償範囲は直接通常損害かそれ以外か
------	---

日本法に基づくのか？ 裁判所はどこか？

何法に基づく契約書かは非常に重要です。たまに、外国法に基づく契約書がありますが、その外国法を知っていますか？ 紛争時にどこの裁判所等に行くことになるか、確認していますか？ 稀に一方にのみ著しく有利な準拠法・管轄条項がありますので、必ず確認する必要があります。

(観点)	準拠法は何か。裁判所・国際仲裁はどこで、代理人費用を考えても問題ないのか。
------	---------------------------------------